京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第49号)(総合企画局国際化推進室)

本市の国際親善交流の発展を目的として、京都市国際交流会館を整備する事業及び京都・パリ友情盟約締結60周年記念事業を実施する必要があることから、これらの実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、事業補助等国際親善交流基金の一部を処分することとしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	683, 611, 319円	609, 459, 682円

この条例は、平成31年3月28日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門 川 大 作

## 京都市条例第49号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「683,611,319」を「609,45 9,682」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局国際化推進室)